

【誤解だらけの沖縄基地】（3）／地理的に重要だから海兵隊を置くのか？／米専門家も絶対視せず

2016/01/12 沖縄タイムス 朝刊 1ページ 1035文字

防衛省や外務省の幹部が好んで使う、こんな言葉がある。

「沖縄は脅威の場所から近すぎず、遠すぎない。戦略上、重要な位置である」。軍事用語で「縦深性（じゅうしんせい）が高い」とも言われる。

沖縄は他国から狙われづらく、逆に攻撃を仕掛けやすい位置にあり、普天間飛行場の米海兵隊が駐留するのに適しているという主張だ。こうした「地理的優位性」は不変なのだろうか。



「中国の弾道ミサイルの開発で、沖縄の基地の脆弱（ぜいじやく）性は増している」

2014年8月、米オンライン政治誌「ハフィントン・ポスト」に、こんな論文が寄稿された。筆者は知日派の重鎮で、元米国防次官補のジョセフ・ナイ氏だ。

ナイ氏はミサイル攻撃で、嘉手納基地や普天間飛行場の機能が無力化する事態を警戒。在沖米軍基地を自衛隊の管理に移行し、米軍の拠点を太平洋地域に分散し、巡回配備で沖縄に立ち寄る案を提唱した。

米国の専門家も、沖縄の「地理的優位性」を絶対視していない傾向がうかがえる。

そもそも、沖縄の位置が軍事戦略上、有益か危険かは、脅威の対象によって様変わりする。

中国関連では、中国大陸だけでなく台湾での有事も想定される。6日に4度目の核実験をした北朝鮮も、弾道ミサイルを保有する脅威の対象だ。海兵隊は03年のイラク戦争では中東に派遣され、普天間飛行場が閑散とした=写真。

＜ワシントン発＞米軍海外常駐 縮小を／米研究所ハムレ氏「地元で歓迎されず」

2014/01/14 琉球新報朝刊 2ページ 706文字

【ワシントン＝島袋良太本紙特派員】米政府などに影響力を持つ米主要シンクタンク・米戦略国際問題研究所（CSIS）のジョン・ハムレ所長（元米国防副長官）はこのほど、米ワシントンで開かれたシンポジウムで、米軍の海外駐留の在り方について、必要な際に短期的に米軍を派遣する形の駐留を重視すべきだと提唱した。ハムレ氏は、恒久的施設を置いた長期的な大規模駐留は地元の反発を招くとして、「違う方向性がないか、全体を再考する必要がある」と述べた。

さらに関連して、名護市辺野古への新たな基地建設に対する県民の反対が続く米軍普天間飛行場返還・移設問題を念頭に、「われわれは沖縄でもう15年（以上）も苦労している」とも言及した。

ハムレ氏は「アジアでの60年にわたる前方展開の手法は、海外に大きな施設を建設する形式だった」と説明した。海外への米軍派遣は、恒久的基地と大規模な兵員を常に前に置く手法と、必要な際に一時的に派遣する手法の2通りがあると述べた。その上で、恒久的基地と大規模な兵員駐留は「時間がたつに連れ、世界中で地元から歓迎されない存在になってしまふ」と指摘し、沖縄問題に言及した。

一方、ハムレ氏は有事の際にしばしば米軍に基地利用を認めてきたアラブ首長国連邦での一時派遣方式を挙げ、「われわれは既にいい実績を持っている」と強調。「その地域でわれわれは非常に強いプレゼンス（存在）を保つことができる」と述べ、同盟国や友好国との防衛協力を進めれば、米軍が大規模に常駐しなくとも戦略的に機能するとの見解を示した。

昨年12月にワシントン市内でCSISが開いた、同盟国や友好国との防衛協力をテーマにしたシンポジウムで説明した。

普天間飛行場の移設にかかる総経費

項目	諸経費の内訳 ①	平成18年度～平成26年		平成27年度予算額 (契約ベース)(B)	平成28年度予算額 (契約ベース)(C)	平成29年度予算案 (契約ベース)(D)	(A+B+C+D) 合計 ②	((1)-(2)) 差
		度 支 出 済 額 (A)	度 (契 約 ベ ース)					
環境影響評価等 に要する経費	約100億円	約135億円	約19億円	約24億円	約24億円	約24億円	約202億円	▲約102億円
仮設工事	約207億円	約140億円	約206億円	約162億円	約5億円	約513億円	▲約306億円	
護岸工事	約610億円	約20億円	約221億円	約526億円	約1,451億円	約3,034億円	▲約1,031億円	
埋立工事 に要する経費	約1,393億円	0	0	約816億円	約71億円	約71億円	約29億円	
付帯工事	約100億円	0	0	約71億円	0	約71億円	約29億円	
飛行場施設整備 に要する経費	約500億円	0	0	0	0	0	約500億円	
キャンプシュワブ再編成工事 に要する経費	約600億円	約177億円	約186億円	約106億円	約223億円	約692億円	▲約92億円	
合計	約3,500億円	約473億円	約632億円	約1,706億円 (※約341億円)	約1,704億円 (※約341億円)	約4,512億円 (※約3,149億円)	▲約1,012億円 (約351億円)	

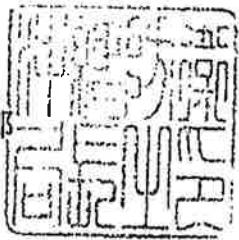
※平成29年度予算案には、平成28年度予算において計上していた契約ベース約1,707億円のうち、和解による埋立工事の中止に伴い、契約を見合させた護岸工事及び埋立工事等に必要な経費、契約ベース約1,363億円が再計上されているとされているため、その分を差し引いた額

(注) 計数は四捨五入によっているので合計額が一致しない場合がある。

沖防第1280号
29.3.15

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎



普天間飛行場代替施設建設工事に係る岩礁破碎等許可手続について
(通知)

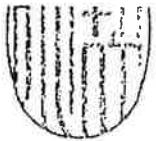
標記について、平成29年2月3日付け農水第2338号及び同月15日付け農水第2444号により、貴県の見解が示されたところですが、標記許可手続の法的根拠である水産資源保護法（昭和26年法律第313号）等を所管する水産庁に対し別添1のとおり照会し、同庁から別添2のとおり回答を得たところです。

当該回答に示された見解に照らせば、標記工事の施行海域は、既に漁業権が消滅し、沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第39条第1項に規定する「漁業権の設定されている漁場内」には当たらないことから、同項に規定する知事の許可を受ける必要はなくなったところです。

したがいまして、当局としては、標記工事の施行に際し、今後、同条第2項に規定する申請は行わないこととしております。

添付書類：1 防整提第2981号（29.3.10）

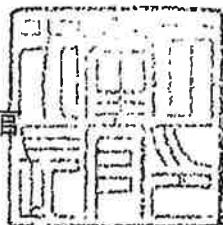
2 28水管第2332号（平成29年3月14日）



28水管第2332号
平成29年3月14日

防衛省整備計画局長殿

水産庁長官



29.3.10付け防整提第2981号で照会があった事項について以下のとおり回答する。

記

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第39条第1項に対応している都道府県漁業調整規則例（平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知）第45条第1項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取（以下「岩礁破碎等」という。）を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の手続である漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第50条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、「漁業権の設定されている漁場内」に当たらず、岩礁破碎等を行うために許可を受ける必要はないと解される。

当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要があると考えている。



カンボジア国會議員 2名に対するフン・セン首相の警護隊による暴行事件

2015年10月 国会議事堂前にて



The Phnom Penh Post



「市民による抗議デモを鎮圧するカンボジア警察」



平成29年3月21日 外交防衛委員会 民進党・新緑風会 藤田 幸久

出典 The Cambodia Daily 紙・The Phnom Penh Post 紙より藤田幸久事務所作成